



## ○ LD

どういう意味かお分かりでしょうか？ Learning Disability の略で、日本語では「学習障害」と訳されています。次に旧文部省が1999年に定義した文章を紹介します。

「基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。」

ADHD「注意欠陥多動性障害」という語句もありますが、ここでは省略します。

障害のある子どもの学習を支援することを「特別支援教育」というようなことばで今は表現していますが、20年前には「特殊教育」と表現していました。「障害」ということばを「障がい」と表現する方法も今はあります。このことについてもここでは省略します。

障害の内容を種類で分けるとき、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害、というふうに表示されています。少しきつい表現だと感じる方もいらっしゃるでしょう。

私(須内)には学習障害があります。それは「そろばん」です。小学校の時の勉強全般を普通にはこなしていましたが、そろばんの学習時には突然頭が働かなくなることを経験しました。周りのみんなは先生が説明していることを“普通に”理解してどんどん進んで行くのに、私はついて行けなくて“置いてけぼり”感を味わっていました。非常に辛かったことを思い出します。当時は挫折していました。また、高校生になってからは「数学」が私にとっての学習障害の分野でした。

障害に関していろいろな研究がなされ、分類もされ、それへの対応なども研究されています。しかし、大切なことは分類・種類分けすることが目的ではありません。その子ども(おとな)がどんな分野でつまづいてどれくらい困っているのかを見つけ、どんな支援が考えられるのかということを見つけることが大切だろうと思うのです。今、「合理的配慮」ということばが使われ始めました。こんなことを意味することばです。

さて、もう一つ私の私見ですが、障害の度合いに境目はないと思っています。〇〇が苦手という状態もどれくらい苦手なのかということ、100人いれば100の段階があると思います。言い換えれば、ほぼ全員何かの分野の“学習障害者”だと思います。度合いが違うだけです。

「合理的配慮」は全ての人を対象にすべきであると思います。しかし物理的・予算的などの理由から全ての人に必ず配慮できるわけありません。大切なことは“意識しておくこと”ではないかと私は思うのです。

またまた私事です。私は0歳のときひどい結膜炎になり、医師から「目が見えなくなるだろう。」と言われたそうです。それでも運よく治癒しました。私自身は覚えているわけもないことですが、美術系に進んで図工・美術の授業にかかわってきた状況を、私は今も不思議に思っています。

このようなことが関係した訳ではないと思いますが、私は教職経験の中で旧特殊学級の担任や旧養護学校での研修や勤務を少ししてきました。その中でときどき思っていた(思っている)ことをつれづれに書いてみました。話題があっち行ったり、こっちに来たりして失礼しました。

保育士を目指す学生たち、園に就職すればさまざまな子どもたちと出会うことでしょう。表に現れる言動もさまざまでしょう。単純に「落ち着きのない子だな。」「勉強ができない子だな。」と決めつけないようにしてほしいと願います。